

# 国民健康保険

国民健康保険は、いざというときに備え、お互いみんなで助け合おうという大切な制度です。

この機会に  
国保について  
考えてみませ  
んか？



## 自助！共助！公助！の精神で・・・ 万一のときの大切な制度です

### かかった医療費の 負担割合は？

医療機関にかかる場合、医療費の3割を一部負担金として徴収されます。ただし、小学校入学前までの乳幼児は2割、また70歳以上の方は1割（現役並み所得者は3割）です。なお、68・69歳で山梨県老人医療費支給制度に該当する方は老人医療費受給者証が、また70歳以上の方には保険証とは別に自己負担割合（1割又は3割）を示す高齢受給者証が交付されますので、必ず医療機関に提示してください。

（重度医療・ひとり親・子ども医療費の各助成制度の受給者証をお持ちの方は保険証と一緒に医療機関に提示してください。保険適用分については自己負担窓口無料となります。）

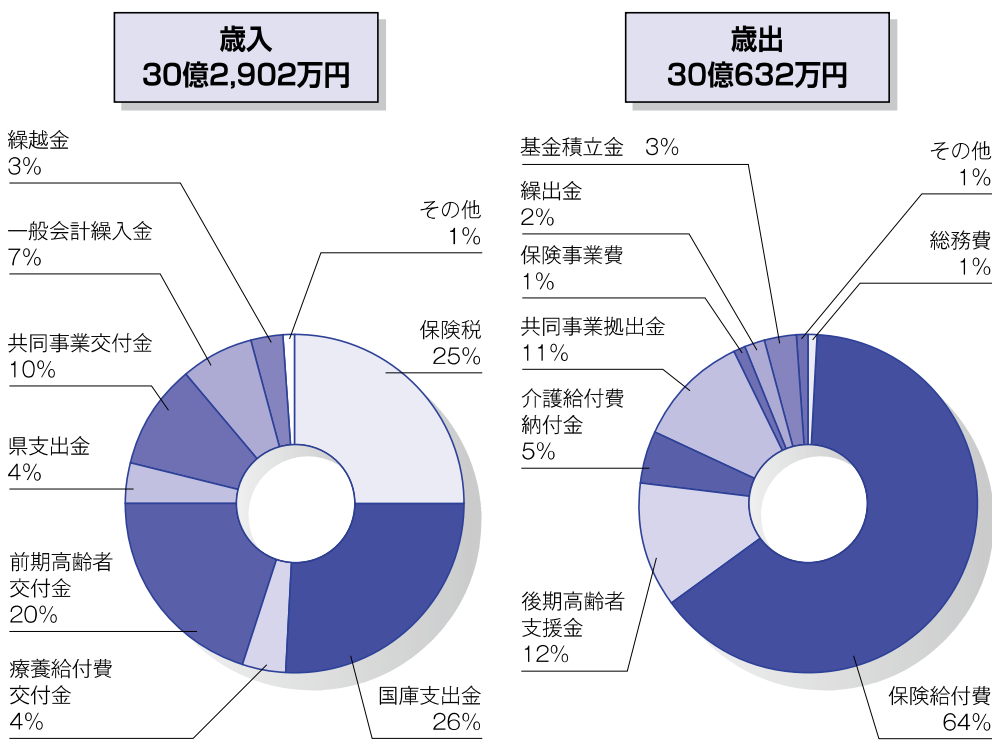
### 国保の加入状況

国保の加入者、世帯ともに平成20年4月から75歳以上（65歳以上で一定の障害がある方も含む）の方が後期高齢者医療制度に移行したことにより大幅に減少しました。

項目		19年度	20年度	21年度
市全体	世帯数	12,275	12,293	12,302
	人口	32,629	32,359	32,072
国保	世帯数	5,980	4,600	4,644
	被保険者数	11,329	8,500	8,466
加入割合 (%)	世帯	48.72	37.42	37.75
	人数	34.72	26.27	26.40

## 平成21年度 国保会計収支決算の状況

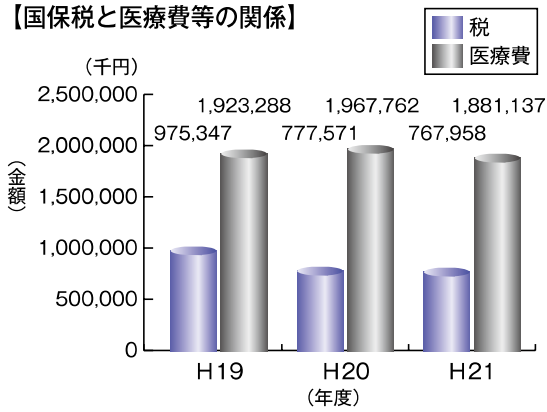
### ● 国保の財源とその使いみち ●



保険税は国保会計の基礎となる最も大切な財源で、全収入の1/4を占めています。国保に加入している方は「給付を受ける権利」があると同時に「保険税を支払う義務」があります。必ず納期限までに納めましょう。

また、納付が困難な方は、早めに国保医療担当にご相談ください。

【国保税と医療費等の関係】



平成20年度は、後期高齢者医療制度へ75歳以上の被保険者が移行したため減収となりましたが、平成21年度は、前年度とほぼ同額となりました。

また、医療費については、平成21年度は対前年8、662万円(4・4%)の減となりました。医療費は、国保会計の歳出の6割以上を占めています。医療費が増大することは、国保税の引き上げに直接つながっていきます。

ジェネリック医薬品の活用や、健康診断の受診による早期発見早期治療により医療費の削減に努めましょう。

## 国保税と医療費の推移

## 国保資格 Q&A

**Q** 国保に加入していましたが、会社の健康保険に加入しました。届出が必要ですか？

**A** はい、国保の喪失の手続きが必要になります。会社では、国保の喪失手続きは行ってくれませんので、必ず14日以内に国保医療担当窓口で届出をしてください。

**■持ち物**  
 ○社会保険に加入した方全員の保険証  
 ○国保保険証  
 ○印鑑

※届け出をしないと、国保税が継続して課税されます。また、国保で医療機関にかかった場合には、かかった医療費を返還していただくことになります。

**Q** 会社の健康保険に加入していますが、社をやめて保険証を返却しました。届け出が必要ですか？

**A** はい、国保の加入手続きが必要になります。会社では、国保の加入手続きは行ってくれませんので、必ず14日以内に国保医療担当窓口で届出をしてください。

**■持ち物**  
 ○会社の保険をやめた証明書(被扶養者だった人の分も記載のあるもの)  
 ○印鑑

**Q** 年度途中で加入したり、やめたりした人の保険税ってどうなるの？

**A** 退職して会社の健康保険の資格がない方や、他市町村から転入してきた方で、健康保険に加入していない方は、届出の有無にかかわらず、退職した日の翌日又は転入した日から、国民健康保険の被保険者となりますので、必ず14日以内に加入手続きをしてください。

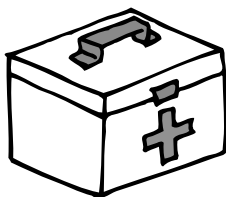
この場合、保険税も届出日に関係なく被保険者となった日から月割りで算定されます。(加入月には課税されませんが、喪失月には課税されません)

また、加入届が遅れた場合は、最大3年間分さかのぼって保険税を支払っていただきます。

## 医療費負担を少しでも軽く 家計にやさしい

## ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは、新薬と同一の有効成分を含み効能・効果、用法、用量が原則的に新薬と同等と認められる後発医薬品のことです。



ジェネリック医薬品は新薬で既に治験済みの有効成分を使うため、開発に要する経費・期間が少なくなります。このため新薬より製造原価が安価になり約3割～7割程度ですみます。

すべての病気の治療薬にジェネリック医薬品があるわけではありませんが、医師や薬剤師に相談のうえジェネリック医薬品を選び、医療費の節約に役立ててください。

**保険税の減免・軽減のお知らせ**

火災や風水害、疾病又は負傷等による失業が、申請の事情により、申請が困難な場合は、保険税の減免・軽減が認められます。

被災された方は、保険税の軽減が認められます。どちらも申請が必要ですので、お問い合わせください。

**■お問い合わせ** 市民課国保医療担当  
 (内線 1 2 7 ~ 1 2 9)